

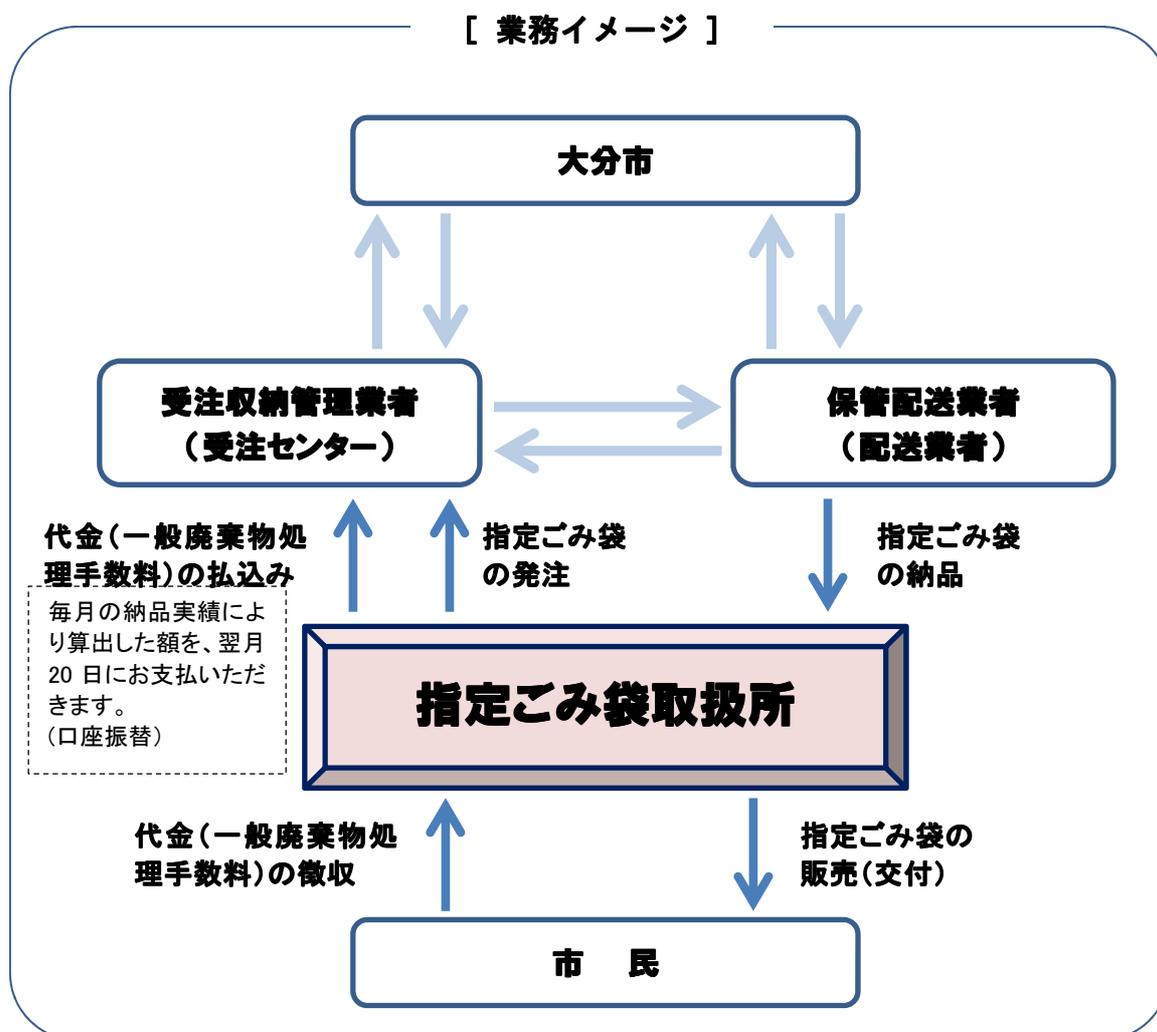
「大分市指定ごみ袋取扱所」を募集します

家庭ごみ有料化制度の実施に伴い、市民の皆様が「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」を出すときに使用する指定ごみ袋を販売（交付）していただく「大分市指定ごみ袋取扱所」を募集します。

【問い合わせ先】 大分市環境部ごみ減量推進課 ☎097-537-5703

主な業務内容

- ① 指定ごみ袋の販売（交付）に関すること。
- ② 代金（一般廃棄物処理手数料）の徴収に関すること。
- ③ 代金（一般廃棄物処理手数料）の払込みに関すること。



※具体的な業務内容につきましては、市との契約後にお渡しする「大分市一般廃棄物処理手数料徴収業務マニュアル」をご覧ください。

募集対象

- ① 小売店 生産者等から買い入れた商品を個々の消費者に売ることが業とする者
(例) スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア、個人商店など
- ② 自治会等 近隣に取扱所がない、自治会、町内会など
- ③ その他大分市が認めた者

申請資格

- ① 本市が実施する家庭ごみ有料化制度の趣旨を理解し、協力するものであること。
- ② 大分市内及び大分市に隣接する市内において店舗の形態を有し、指定ごみ袋を市民に直接交付すること。ただし、募集対象の②③を除く。
- ③ 店舗について、営業時間内は、常時指定ごみ袋の交付ができるなど、市民の利便性を確保できること。
- ④ 募集対象の②③にあつては、その団体等の規約等が整備されており、規約内容等を書面にて提出可能なこと。
- ⑤ 複数の店舗を有する場合（市内・市外を問わず）は、本部による業務の取りまとめが可能であること。（原則本部契約）
- ⑥ 大袋からミニ袋までの全種類の指定ごみ袋を取り扱うこと。
- ⑦ 会計事務等、本市の指定ごみ袋の取扱いにかかる事務手続きを速やかに遂行することができること。
- ⑧ 公金及び指定ごみ袋の適正な管理が行えること。
- ⑨ 暴力団関係者でないこと。
- ⑩ 市職員の立ち入り調査に対応できること。
- ⑪ 市税を滞納していないこと。

申請手続き

(1) 申請手続きの流れ



※複数店舗を経営している場合や、加盟店方式を採用している法人はまとめて申請することができます。

(2) 提出書類

以下の必要書類をそろえ、82円切手を貼付した返信用封筒（A4用紙の4つ折りが入る封筒に申込者の郵便番号、住所、氏名を記入）を添えて、ごみ減量推進課へ郵送、もしくはご持参ください。

また、提出書類に不備がある場合は修正していただく場合がございますので、ご了承ください。

【必要書類】

- ① 取扱所指定申請書【様式第1号】
- ② 取扱所一覧表（複数店舗の場合）
- ③ 市税納付状況調査承諾書
※承諾書の提出がない場合、また、調査により納付状況が確認できない場合等は、別途税に関する証明書が必要となる場合がございます。
- ④ 店舗等の外観・陳列棚・保管場所の写真
- ⑤ 団体の規約等（募集対象②③のみ）
- ⑥ 取扱所指定申請に関する総会決議書（募集対象②のみ）
- ⑦ 大分市暴力団排除条例に基づく誓約書

（3）審査結果通知

提出いただいた申請書類を市で審査した結果、取扱所契約を締結することができる判断された方には、契約関係書類を発送します。

また、審査の結果、契約を締結することができないと判断された方には、その旨を書面にて通知します。

指定ごみ袋の種類と販売価格

一般廃棄物処理手数料徴収業務委託契約を締結した大分市指定ごみ袋取扱所の皆様には、指定ごみ袋を「全種類」取扱っていただきます。

なお、指定ごみ袋の種類と販売価格（一般廃棄物処理手数料）は次のとおりです。

| サイズ・容量 | 販売価格 | 販売単位 | 発注単位 |
|------------|---------|-------------------------|-------------------------|
| 大袋（45ℓ相当） | 315 円／組 | 各種類とも 1 組 (10 枚入) | 各種類とも 1 箱 (50 組入) |
| 中袋（30ℓ相当） | 210 円／組 | | |
| 小袋（20ℓ相当） | 140 円／組 | | |
| 特小袋（10ℓ相当） | 70 円／組 | | |
| ミニ袋（5ℓ相当） | 35 円／組 | | |

※指定ごみ袋は、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」ともに同じ袋です。

外包装のサイズについて

| 種 類 | 外包装 | 縦 | 横 | 備考 |
|-------------|-----|-------|-------|----|
| 大袋 (45ℓ相当) | 平袋 | 300mm | 270mm | |
| 中袋 (30ℓ相当) | 平袋 | 270mm | 250mm | |
| 小袋 (20ℓ相当) | 平袋 | 240mm | 225mm | |
| 特小袋 (10ℓ相当) | 平袋 | 190mm | 180mm | |
| ミニ袋 (5ℓ相当) | 平袋 | 195mm | 130mm | |

指定ごみ袋の販売（交付）にあたっての注意事項

- ① 市民から別途消費税及び地方消費税を徴収することはできません。他の商品との一括合計も可能ですが、レジスターの設定にあたっては十分注意してください。
- ② 指定ごみ袋の価格は、条例で定める手数料ですので取扱所が値引きしての交付や景品等として無料配布することはできません。
また、大量に購入しようとする方には一言ご確認いただき、景品等の目的としての購入が確認された場合は、制度の趣旨と協力についてお願いしてください。
- ③ 指定ごみ袋の交付に対するポイント付与又は、ポイントを利用しての交付は、指定ごみ袋の値引きにつながることからできません。
- ④ 作製業者の作製過程又は、配送業者の保管・配送過程における汚れや破損により、市民へ交付することが不都合な指定ごみ袋については、受注センターへ連絡してください。
- ⑤ 交付後に、市民から不良品の持ち込みがあった場合は、新しい指定ごみ袋と交換してください。不良品は、配送業者が、回収しますので保管しておいてください。
- ⑥ 取扱所は市に代わって手数料を徴収しているため、指定ごみ袋の販売により得られた金額を課税売上として計上する必要はありません。ただし、市から取扱所へお支払する委託料（繰替払分）は、課税売上として計上する必要があります。
- ⑦ 取扱所には、指定ごみ袋を取り扱う旨を示すステッカーを掲示していただきます。
※ ステッカーはA4サイズとなります。